

1 地域包括ケアシステム

【地域包括ケア推進課】

「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齡者保健福祉・介護ビジョンとして、いわゆる団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進する。

【5 つの基本方針】

基本方針 1 「住まい」住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

基本方針 2 「予防」介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

基本方針 3 「生活支援」助け合い活動などの支援体制づくりの推進

基本方針 4 「介護」いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

基本方針 5 「医療」医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

上記の基本方針に基づき各施策を推進するため、副市長を本部長とする地域包括ケアシステム推進本部を設置し、その中に 5 つの部会を設けている。

<地域包括ケアシステム推進本部 令和 4 年度実施状況>

令和 4 年度は各部会の活動を再開したほか、船橋版エンディングノートの発行や、在宅医療に関する市民への普及啓発活動として市民公開講座を実施するなど事業を進めた。

2 高齡者福祉

1 高齡者人口（4 月 1 日現在）※外国人を含む

【高齡者福祉課】

○高齡者数（65 歳以上）……155,270 人

2 施設援護対策

【高齡者福祉課】

（1）養護老人ホーム

- 名称 養護老人ホーム「豊寿園」
- 所在地 金堀町 195
- 定員 52 人
- 敷地面積 15,113.54 m²
- 延床面積 2,393.04 m²
- 構造 鉄筋コンクリート造り 4 階建て
- 開園 平成 21 年 10 月 1 日
- 入所対象 環境上の理由及び経済的理由がある者

（2）船橋市特別養護老人ホーム朋松苑

要介護認定を受けた高齢者に、ケアプランに基づき、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理等のサービスを行う。また、要支援・要介護高齢者とその家族の負担を軽減するための通所介護（デ

高齢者福祉部

イサービスセンター）・短期入所生活介護（ショートステイ）施設等を併設しており、平成14年6月に開設した。

（施設の概要）

- 所在地 船橋市西船2丁目21番12号
- 敷地面積 4,711.72 m²
- 延床面積 5,396.95 m²
- 構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建て
- 施設内容 特別養護老人ホーム 100床、ショートステイ 20床
デイサービスセンター 定員40人、在宅介護支援センター、老人憩の家

（3）老人福祉センター

名称 区分	東老人福祉センター	中央老人福祉センター	北老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所在地	薬円台5-31-1	夏見台1-11-3	三咲7-24-1	藤原3-2-15	湊町1-11-19
構造及 び面積	鉄筋コンクリート造 1,544.02 m ²	鉄筋コンクリート造 1,252.98 m ²	鉄筋コンクリート造 1,510.63 m ²	鉄筋コンクリート造 1,736.03 m ²	鉄筋コンクリート造 1,822.26 m ²
開館	昭和59年4月1日	昭和50年9月1日	平成6年4月22日	平成8年5月10日	平成11年9月1日

○利用状況

施設名	区分	年度					
		H29	H30	R元	R2	R3	R4
東老人福祉センター	人員（人）	84,107	80,646	72,611	14,337	36,958	49,906
	1日平均（人）	288	279	278	90	139	171
中央老人福祉センター	人員（人）	55,817	55,308	46,933	7,288	22,650	31,056
	1日平均（人）	187	186	177	46	85	106
北老人福祉センター	人員（人）	73,174	67,983	59,528	12,924	38,684	47,279
	1日平均（人）	250	233	227	81	145	161
西老人福祉センター	人員（人）	53,860	53,519	49,637	5,649	22,276	33,064
	1日平均（人）	183	183	189	35	83	112
南老人福祉センター	人員（人）	60,937	57,702	50,915	10,315	25,613	32,533
	1日平均（人）	208	198	194	64	96	111

（4）デイサービスセンター

市立老人デイサービスセンターを3か所設置し、在宅の要支援・要介護高齢者等に対し入浴、給食等の日常生活上の支援などを日帰りで行っている。

No.	施設名	所在地	開設年月日	利用定員	施設面積
1	北老人デイサービスセンター	三咲7-24-1（北部福祉会館内）	平成6年10月1日	20名	331.13 m ²
2	南老人デイサービスセンター	湊町1-11-19（南部福祉会館内）	平成11年9月1日	30名	335.90 m ²
3	朋松苑デイサービスセンター	西船2-21-12（特養朋松苑内）	平成14年6月1日	40名	404.92 m ²

3 保健医療対策

【高齢者福祉課】

(1) はり、きゅう、マッサージ等費用の助成

次の要件に該当する者に施術費用の負担軽減を目的に助成券を交付する。

○助成券の種類と対象者

- ① 高齢者はり、きゅう、マッサージ等費用助成券 70 歳以上の市民税・県民税非課税の者
- ② 老々家族介護支援はり、きゅう、マッサージ等費用助成券 65 歳以上の高齢者のみの世帯において要介護 2 以上の認定を受けている者を在宅で介護している家族
- ③ 高齢者介護予防促進はり、きゅう、マッサージ等費用助成券 介護保険制度の「総合事業」として実施する介護予防事業、もしくは地域等で一定基準のもとに実施される介護予防教室にて規定回数参加した 65 歳以上の者

○助成額

助成券 1 枚 1 回につき、800 円（保険適用の施術を除く）

○交付枚数

①の対象者は年度 12 枚、②の対象者は年度 24 枚、③の対象者は 1 つの事業につき 12 枚。ただし、対象となるのは 1 年度に 1 回のみ

4 自立支援対策

(1) 日常生活用具の貸与／給付【高齢者福祉課】

日常生活に支障のある高齢者等に日常生活用具を貸与または給付する。

○対象者

次の要件をすべて備えている在宅の 65 歳以上の者。

○所得制限

高齢者福祉電話・自動消火装置・電磁調理器・シルバーカーについては、生計中心者が所得税非課税であること。

種類		要件	
貸与	高齢者福祉電話	1. ひとり暮らし高齢者であること 2. 現に電話を保有していないこと 3. 常に安否の確認を必要としていること	生計の中心者が所得税非課税
	自動消火装置	1. ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯であること	
給付	電磁調理器	1. ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯であること 2. 心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要であること	
	シルバーカー	1. 歩行が困難なこと	
	杖	1. 以前に杖の支給を受けていないこと 2. 日常生活において歩行が困難なこと 3. 平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害の身体障害者手帳を交付されていないこと	

(2) 補聴器購入費用助成事業【高齢者福祉課】

聴力低下により日常生活に支障のある高齢者が補聴器を購入する際の費用を、2 万円を上限に助成する。

高齢者福祉部

○対象者

次の要件をすべて備えている在宅の65歳以上の者

- イ. 生計中心者が所得税非課税であること。
- ロ. 医師による補聴器の使用が必要であるとの証明があること。
- ハ. 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと。
- ニ. 購入日の翌日から起算して1年以内の申請であること。
- ホ. 以前に補聴器購入費用の助成を受けていないこと。

(3) 重度要介護認定者（要介護4・5）対策【高齢者福祉課】

訪問理美容サービス

理容院・美容院へ出向くことが困難な重度要介護者の居宅に、理容師・美容師を派遣する。

○費用

理美容料金は利用者の自己負担 ※出張費用は市が負担

(4) 重度要介護認定者（要介護4・5）家族介護対策【高齢者福祉課】

家族介護慰労事業

重度要介護者を在宅で介護している家族に、慰労金（年額150,000円）を支給する。

○対象者

次の要件をすべて備えている重度要介護認定者を在宅で介護する家族

- イ. 市民税非課税の世帯に属すること。
- ロ. 過去1年間介護保険のサービス（年間7日以内のショートステイの利用は除く）を受けていないこと。
- ハ. 過去1年間継続して要介護4又は5の認定を受けていること。
- ニ. 過去1年間通算して90日を超える入院をしていないこと。
- ホ. 生活保護の受給者でないこと。

(5) 要介護認定者対策【高齢者福祉課】

①介護用品（紙おむつ等）の支給

在宅の要介護3・4・5の認定を受けている者を支援するため、紙おむつ等を支給する。

○対象者

在宅で市民税・県民税の額が65,000円以下の要介護3・4・5の認定を受けている者（生活保護受給者を除く）

②介護用品（紙おむつ等）の支給を受けている者が入院した際のおむつ代の助成

○対象者

介護用品（紙おむつ等）の支給を受けている者で、入院により支給を中止された者

○助成限度額

月額上限6,600円 1回の入院につき最高3か月、年度最高6か月

③福祉タクシー乗車券（要介護者等）の交付

要支援2・要介護1～5の認定を受けている者がタクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成する

福祉タクシー乗車券（要介護者等）を交付する。

（身体障害者手帳 1・2 級、視覚又は下肢、体幹機能障害 3 級、腎臓機能障害（人工透析治療を受けている人に限る）3・4 級、療育手帳④の 1～A の 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者の申請窓口は障害福祉課）

○助成額

市が協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、運賃の半額を助成（1 回につき上限 1,200 円）。

○交付枚数

要支援 2・要介護 1・2：年度 12 枚

要介護 3～5：制限なし

（6）高齢者家族介護支援事業【高齢者福祉課〔高〕、地域包括ケア推進課〔地〕】

①ファミリー・サポート・センター事業（介護）〔高〕

援助が必要な高齢者や高齢者の介護をしている家族（利用会員）とお手伝いをしたい人（協力会員）を結びつける。

○費用

月～金 1 時間につき 750 円

土・日・祝日・休日及び年末年始 1 時間につき 960 円

②やすらぎ支援員訪問事業〔高〕

認知症高齢者を在宅で介護している家族の負担を軽減するために、支援員を派遣し身体介護を伴わない見守り、話し相手などを行う。

○費用

1 時間につき 200 円（高齢者のみの世帯または市民税・県民税非課税世帯は 1 時間につき 100 円）

③徘徊高齢者家族支援サービス事業〔地〕

GPS の電波網を利用した探索システムにより、認知症の高齢者等が徘徊した場合に早期発見・事故防止を図るとともに、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対応員が現場へ急行し対応する。

○費用負担

高齢者等の属する世帯の住民税課税状況に応じた費用負担あり

（市県民税非課税世帯 250 円／月 市県民税課税世帯 500 円／月）

④家族介護支援事業（介護者向け講習会）〔地〕

要介護者等を介護する家族を対象に、在宅介護の知識や心構え、具体的な介助の方法などを習得してもらい、介護力の向上及び介護負担の軽減を図ることを目的に、講習会を開催する。講習会では、講義や実習だけでなく、個別相談の時間を設け、その人にあった介護の方法などについて助言する。

○費用

無料

高齢者福祉部

(7) ひとり暮らし等高齢者対策（65歳以上を対象。一部75歳以上）【高齢者福祉課】

①寝具乾燥消毒事業

ねたきり又はひとり暮らしの高齢者で、日照や人手などの理由で自然乾燥が困難な場合に、乾燥消毒車を派遣する。

②声の電話訪問

安否の確認を必要としているひとり暮らし高齢者へ、孤独感の解消と近況確認のため、定期的に電話で訪問する。

③緊急通報装置の貸与

高齢者に急病などの緊急時に通報を行うことができる装置を貸与する。

○対象者

イ. 常に安否の確認を必要とする65歳以上のひとり暮らし高齢者、又はこれに準ずる高齢者。(無料)

ロ. 常に安否の確認を必要としないが、緊急時の対応に不安を持つ75歳以上のひとり暮らし高齢者。

(市民税・県民税非課税者 1,100円/月 市民税・県民税課税者 2,200円/月)

④軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣する。(40～64歳の介護認定のある者も対象)

○費用

1時間につき400円(ただし、市民税非課税世帯は無料)

○内容

日常的な清掃(居室、台所、風呂、玄関など)、買い物、調理、洗濯等

⑤高齢者等食の自立支援事業

食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスのとれた食事や病状に応じた各種制限食を届けるとともに安否の確認を行う。また、健康で自立した生活が送れるように、希望に応じて栄養管理サービスを提供する。

○費用

メニューによって異なる。(栄養管理サービスは無料)

⑥生活・介護支援サポーター事業

元気高齢者等を対象として生活・介護支援サポーター(有償ボランティア)を養成し在宅の高齢者宅や介護施設に派遣する。

○生活・介護支援サポーター登録

60歳以上で規定の研修を受講した者

○派遣利用

介護が必要な在宅の65歳以上の者もしくは介護施設

○費用

1時間につき500円

○内容

在宅の高齢者宅においては、散歩の付添い、食事・食材の確保、家屋内の整理・整頓等。介護施設においては、清掃、食事の配膳、洗濯等。

⑦緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者等が、急な体調変化等による緊急時に、原則その日のうちに支援員が居宅を訪問し、一時的な支援サービスを行う。

○対象者

急な体調変化等で日常生活上の一時的な支援を必要とする、在宅でひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯で暮らす介護認定のない65歳以上の者

○費用

1時間につき500円

○内容

病院等への付き添い、食事・食材の確保、親族への連絡等

⑧ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業

ひとり暮らし高齢者等への継続した見守り活動の支援を目的として、次の3事業を実施した場合に補助金を交付する。

ア あったか訪問助成事業

地域の団体がひとり暮らし高齢者等への安否確認を目的として、定期的に訪問し、声をかけ、安否確認を行うなどの事業を実施した場合。

イ 地域声の電話訪問助成事業

地域の団体がひとり暮らし高齢者等の安否確認、話し相手、孤独感の解消を目的として、定期的に電話訪問する事業を実施した場合。

ウ ひとり暮らし高齢者地域交流会補助事業（補助停止中）

ア又はイの事業を実施している団体が、事業対象者であるひとり暮らし高齢者等を対象とした交流会を公民館等で継続的に実施した場合。

（8）高齢者住宅整備資金貸付事業【高齢者福祉課】

日常生活で介護を必要とする65歳以上の者や同居する者に対し、住宅の補修や増改築に必要な資金の貸し付けを行う。

○貸付限度額 500万円（無利子）

（9）高齢者住宅改造費助成事業【高齢者福祉課】

要支援・要介護の認定を受けている者のために住宅を改造しようとする場合に、その費用を助成する。

○対象者

イ. 市内に1年以上居住していること。

ロ. 世帯の生計中心者の市民税・県民税額が32万円以下であること。

ハ. 助成対象者が介護認定を受けていること。

（要支援1・2、要介護1・2の認定を受けている者については申請される総工事費が150万円以下である

高齢者福祉部

こと。)

○助成限度額

1 住宅の改造につき 50 万円

○助成率

市民税・県民税非課税世帯：100%

市民税・県民税課税世帯：50%

(10) 成年後見制度利用支援事業【地域包括ケア推進課】

65 歳以上の者のうち、成年後見人等の市長申立て時の費用や、成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成する。

○後見人等報酬の助成額の上限

在宅 月額 28,000 円

施設入所・長期入院 月額 18,000 円

5 生きがい対策

【高齢者福祉課】

(1) 老人クラブ

○助成金

会員 20～29 人：年額 40,050 円と 20 人を超える 1 人につき年間 450 円を助成する。

会員 30 人以上：年額 75,600 円と 30 人を超える 1 人につき年間 450 円を助成する。

(2) 生きがい広場

高齢者の健康と相互の親睦を深めるためにゲートボール場を設置している。

	所在地	面積 (㎡)	コート数 (面)
1	南三咲 3-17-25	4,259	3(内屋根付 2)
2	習志野台 5-42-2	780	1
3	本郷町 499	1,029	1
4	三山 6-14	824	1
5	松が丘 4-32	944	1

(3) 老人憩の家

地域の高齢者が気軽に集い、相互の親睦を図る場として老人憩の家を設置。令和 5 年 4 月 1 日現在、民間借上分 10 か所、公共施設内設置分 22 か所の計 32 か所ある。

(4) 木村俊子記念船橋市学生会館

○設置の目的

船橋市いきいき同窓会会員及びふなばし市民大いいきい学部学生等の研修と相互の交流、親睦及びクラブ活動を推進し、生きがいの高揚を図ることを目的とするもので、それらの活動が一層円滑に行えるよう、その拠点施設として設置した。

○施設の概要

所在地 船橋市芝山 5 丁目 43 番 7 号

敷地面積 258.31 m²

建物の構造及び面積 木造瓦葺 2階建 152.98 m²

(5) 敬老行事

本市における敬老会などの行事については、老人福祉法の施行前の昭和 28 年から地域ごとに実施しており、逐年その内容・方法も改善され、老人福祉法が制定されてからは、市民的な年中行事として各地区の町会・自治会等が主体となり、「敬老の日」を中心に敬老行事が催されている。

①敬老祝金

○88 歳の対象者に敬老祝金 (20,000 円) を贈呈する。

○100 歳の対象者に敬老祝金 (30,000 円) を贈呈する。

②敬老行事交付金

敬老会を実施する町会・自治会等に対して、開催費補助として交付金を交付する。

算出方法：その年の 7 月 1 日に市内に居住し、町会・自治会等が敬老会に招待する 80 歳以上の高齢者 1 人につき 2,000 円

(6) 高齢者いきいき健康教室

高齢者を対象に、健康維持・増進及びふれあいの場の提供を目的として老人福祉センター等で各種教室を実施。(14 会場 15 教室)

(7) シルバーカード

市内に住所を有する満 65 歳以上の方を対象に、身元・緊急連絡先等が確認できるシルバーカードを発行。

6 ケア・リハビリセンター

姉妹都市であるオーデンセ市の優れた介護リハビリシステムを参考とし、高齢者がねたきりにならずに、常に人間としての尊厳を持ち、自立して生活できるよう支援するための施設として設置した。

リハビリセンター、ケアハウス市立船橋長寿園からなる複合施設である。

〔事業概要〕

- ・所在地 船橋市飯山満町 2-519-3
- ・敷地面積 9,772.90 m²
- ・規模等 鉄筋コンクリート造り、地下 1 階地上 4 階、延床面積 6,251.79 m²
- ・施設内容

(1) ケアハウス市立船橋長寿園【高齢者福祉課】

○事業開始年月日 平成 10 年 5 月

○定員 単身者 30 人 (30 室)、夫婦者 10 人 (5 室) 計 40 人

身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる 60 歳以上の人に、安心して自立した生活を送ってもらうための施設。緊急の際は夜間も含め、職員がすぐに対応するほか、各室にはナースコールが備えられている。

○運営：指定管理者 社会福祉法人清和会

○利用者要件

- ①市内に住所を有すること。

高齢者福祉部

②60歳以上の者であること。

③自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。

④ケアハウスを使用することにより、自立した生活が可能となること。

○夫婦入居

夫婦入居の場合、一方が①～④の要件を備えている者であり、他の一方が、55歳以上の者であって③～④の要件を備えている者。

(2) リハビリセンター【健康政策課】

平成26年4月から指定管理者制度を導入し、同年7月からリハビリテーション科の診療所、平成27年4月から訪問看護ステーションの運営を開始した。また、医療保険、介護保険適用外のリハビリ事業を提供し、地域で生活しながらリハビリを行っている方を対象に、リハビリの総合的な提供を行っている。

なお、リハビリに関する総合相談の窓口を設置し、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を積極的に行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリテーション」の推進を支援している。

○サービス内容

- ・リハビリセンタークリニック（リハビリテーション科の診療所）
外来診療、外来リハビリ、訪問リハビリ、通所リハビリを実施
- ・リハビリセンター訪問看護ステーション
訪問看護を実施
- ・リハビリ事業（医療保険、介護保険適用外のリハビリ）
パワーリハビリ教室、同フォローアップ、プールリハビリを実施
- ・地域リハビリテーション拠点事業
リハビリの総合相談や啓発活動等を実施

○運営 指定管理者 医療法人社団輝生会

3 介護保険

1 沿革

【介護保険課、高齢者福祉課】

高齢化が進展するなかで、高齢者とその家族がいつでも、どこでも、誰でも、適切に保健・福祉サービスが利用できることを目的として、要援護高齢者に対するサービスを中心に目標量を設定し、その提供体制を確立するための具体的な施設整備及び人材確保の目標を掲げて、平成6年2月に「船橋市老人保健福祉計画」を策定した。これは、老人保健法及び老人福祉法に基づく法定計画で、平成6～11年度までの6か年計画であった。

この目標年度の到達を受け、これまでの成果と今後の課題等を検討するとともに、計画名を「高齢者保健福祉計画」に改め、あわせて平成12年4月にスタートした介護保険制度を円滑に実施するための「介護保険事業計画」と一体的な計画として、平成12年2月に新たな「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定した。

これは、平成12～16年度までの5か年計画であり、介護保険法に基づく3か年の事業規模に応じた介護保

険料算定の見直しにあわせ、「高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画」を中間年度で見直すこととしたものである。

平成 14 年度の中間年度見直しは、第 2 次高齡者保健福祉計画の策定に当たって行ったような抜本的な見直しを行う状況にはないことから、介護保険事業計画等の数値の見直しを中心に、平成 13 年度に実施した高齡者生活実態調査を踏まえ、その後の社会情勢の変化や新たな課題に対応するための見直しとし、計画期間は平成 15 年度を計画初年度とし、平成 19 年度を目標年度とする 5 か年計画を策定した。

この計画は 3 年ごとに見直すことになっており、平成 17 年度においては、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制を構築するための介護保険法の制度改正を踏まえ、平成 18 年度を初年度とする 3 か年計画を策定した。

平成 20 年度においては、元気な高齡者の社会参加や増加するひとり暮らし、認知症等により介護を必要とする高齡者などさまざまな課題に対応し、すべての高齡者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる総合的な支援体制を構築するため、平成 21 年度を初年度とし平成 23 年度を目標年度とする 3 か年計画を策定した。

平成 23 年度においては、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齡者保健福祉・介護ビジョンとして、地域包括ケアシステムを構築するため、平成 24 年度を初年度とする 3 か年計画を策定した。

平成 26 年度においては、今後、認知症高齡者やひとり暮らし高齡者・高齡者のみ世帯が増加していくことが考えられ、高齡者を取り巻く状況の変化を踏まえながら、高齡者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成 27 年度を初年度とする 3 か年計画「第 7 次高齡者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定した。

平成 29 年には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした介護保険法の改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、介護保険サービス利用時の負担割合の変化等、様々な取り組みや制度の変更を踏まえ、平成 30 年に「第 8 次高齡者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定した。

令和 3 年度からの介護保険制度改正では、2040 年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなる。

このような高齡者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齡者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和 3 年度を初年度とする「第 9 次高齡者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定した。

2 被保険者

【介護保険課】

介護保険には、65 歳以上の人全員と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者が加入することとなる。なお、令和 5 年 4 月の被保険者数は次のとおり。（但し、第 2 号被保険者数は市町村で把握できないため、住民基本台帳人数を記載）

第 1 号被保険者（65 歳以上の人）	154,903 人
第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）	230,630 人

高齢者福祉部

3 令和5年度の予算額の状況

【介護保険課】

介護保険事業特別会計予算額	47,224,000 千円
一般会計からの繰入額	7,363,120 千円

4 保険料

【介護保険課】

第1号被保険者の保険料額は、表のとおり。

なお、第2号被保険者の保険料額は、加入している医療保険ごとに決められる。

所得段階	区分	保険料年額
第1段階	本人が市民税非課税	生活保護等を受けている人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人
第2段階		世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人
第3段階		世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円を超える人
第4段階		世帯に市民税課税の人がいて本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人
第5段階		世帯に市民税課税の人がいて本人の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える人
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が91万円以下の人
第7段階		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の人
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人
第16段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の人

※合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額である。介護保険料段階の判定においては、この合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除をした額を、特例として用いる。

また、本人が市民税非課税の場合の保険料段階（第1段階～5段階）の判定においては、合計所得金額から年金に関する雑所得も控除した額を用いる。

平成30年度税制改正により合計所得金額の算出方法が変わったが、そのことで被保険者が不利益を被ることがないように措置が取られるため、税法上の合計所得金額より減額されている場合がある。

※公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減を実施している。

5 保険給付

【介護保険課】

保険給付には、被保険者の要介護状態に関する給付である介護給付、要支援状態に関する給付である予防給付がある。保険給付は、介護サービスに要した費用の9割、8割又は7割に相当する額を被保険者に対して給付するものであり、この給付が事業者に対して支払われることで、被保険者に対して保険給付がなされたもの

とみなす、いわゆる「代理受領」の形をとっている。また、介護給付、予防給付の他に、市町村が条例で定める市町村特別給付がある。

なお、予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、平成 28 年 3 月より介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（地域支援事業）として実施している。

6 地域支援事業

【地域包括ケア推進課】

地域支援事業は、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。

介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業、任意事業により構成されており、その費用額は、地域支援事業交付金交付要綱に規定されている上限額の範囲内で算定することとなっている。

7 介護保険事業運営協議会

【介護保険課】

学識経験者 2 人、保健・医療又は福祉の専門家 10 人、被保険者の代表 2 人及び要介護等被保険者の家族の代表 3 人の計 17 人で構成している。（令和 5 年 8 月 22 日時点）

4 地域包括支援センター

【地域包括ケア推進課】

1 設置の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け、早めに適切な医療や介護などの社会保障制度、その他の関係機関へとつなぐ体制が必要となる。また、対象者一人ひとりについて多様な職種が連携、協働し、地域におけるサービスや資源を活用しながら支援していくことが重要である。

介護や福祉、健康、医療、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に高齢者やその家族を支援する体制の確立、そして高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、明るく活力ある高齢社会を築いていくために、平成 18 年 4 月 1 日、日常生活圏域ごとに市直営で 5 か所の地域包括支援センターを設置した。その後、高齢者人口の増加等の状況の変化に対応するため、平成 23 年 4 月に 3 か所、平成 25 年 4 月に 1 か所、平成 28 年 4 月に 1 か所、平成 31 年 4 月に 3 か所及び令和 4 年 4 月に 1 か所、何れも民間事業者への委託により地域包括支援センターを増設し、現在、直営 5 か所、委託 9 か所の計 14 か所の体制で運営している。

高齢者福祉部

2 施設の所在地

名称	所在地
中部地域包括支援センター	北本町 1-16-55 (保健福祉センター1階)
新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	芝山 1-39-7 フォンテース芝山 104
東部地域包括支援センター	薬円台 5-31-1 (社会福祉会館 3階)
前原地域包括支援センター	前原西 2-29-10 青空ビル 1階
三山・田喜野井地域包括支援センター	三山 6-41-24 田屋ビル 103
習志野台地域包括支援センター	習志野台 2-71-15 ACE ビル 202
西部地域包括支援センター	本郷町 457-1 (西部消防保健センター4階)
塚田地域包括支援センター	前貝塚町 565-11 塚田プラザ 304
法典地域包括支援センター	馬込西 1-2-10 寿ビルA101
南部地域包括支援センター	湊町 2-10-25 (市役所 3階)
宮本・本町地域包括支援センター	宮本 4-19-12 ヨモギダビル 203
北部地域包括支援センター	三咲 7-24-1 (北部福祉会館 1階)
二和・八木が谷地域包括支援センター	二和東 6-17-39
豊富・坪井地域包括支援センター	神保町 117-8

3 包括的支援事業

地域包括支援センターでは、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等が、市内 15 か所の在宅介護支援センターと連携、協働しながら、高齢者の総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行っている。

4 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

要支援 1・2 と認定された者及び基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された者に対する介護予防ケアマネジメントを行っており、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。

5 指定介護予防支援

要支援 1・2 と認定された者に対する介護予防支援を行っており、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。